

奨学規程

公益財団法人 フジ育英会

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人フジ育英会定款の規程に基づき、奨学金の貸与に関する基本事項について定めるものとする。

(資格)

第2条 本会の奨学生となる者は以下の資格を有する者とする。

1. 静岡県出身であること。
2. 大学に在学していること。
3. 学業、人物ともに優秀かつ健康であって学資の援助が必要と認められるもの。

第2章 奨学金の貸与

(貸与期間および金額)

第3条 奨学金を貸与する期間は正規の最短就学期間とする。
前項の期間中に貸与する奨学金の額は次のとおりとする。
奨学金(月額) 30,000円

(奨学生の募集)

第4条 奨学生の募集は毎年二回「奨学生応募要項」を静岡県内高等学校に送付し行う。

(申込書類の提出)

第5条 奨学生志望者は保証人と連署した本会の奨学生申込書に学業成績書と健康診断書および家計の状況を証明する所得明細書を募集要項に基づき整え、本会事務局に提出する。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は評議員、理事および学識経験者をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の交付は以下のとおりとする。

1. 奨学金は3ヵ月毎まとめて交付する。
2. 奨学金は、直接本人あて交付される。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生はそのつどただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績の報告)

第9条 奨学生は毎学年末に学業成績表を理事長あて提出しなければならない。

(奨学生の届出)

第10条 奨学生は次の各号に該当する場合は保証人と連署のうえただちに届け出なければならない。

1. 休学、復学、転学または退学したとき
2. 退学、停学その他の処分を受けたとき
3. 保証人を変更したとき
4. 本人（保証人）の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止および停止)

第11条 以下の項目に該当する場合、奨学金を休止または停止する。

1. 奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を休止する。
2. 奨学生が学業または素行などの状態により停学等の処分を受け、指導上必要があると認めたときは奨学金の交付を停止することがある。
3. 報告及び届出の義務を怠り改善されないときは奨学金の交付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止されたものが、その事由が消滅した後において在学校の証明書等を以て願い出たときは奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金廃止の決定)

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認めたときは在学大学に照合したうえで、理事会において審査決定し奨学金交付の廃止を本人に通知する。

1. 傷い、疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
2. 学業成績または素行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 在学学校で処分を受け、学籍を失った時
5. 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
6. 交付停止中の奨学生に改善がみられないとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生はいつでも奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用書の提出)

第15条 奨学生は次の各号に該当する場合は在学中貸与を受けた奨学金の全額について奨学金借用証明書を作成し連帯保証人と連署のうえただちに提出しなければならない。

1. 卒業もしくは修了し奨学金貸与期間が満了したとき
2. 第13条の規定により学資金の交付を廃止されたとき
3. 退学したとき
4. 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第16条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還および猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生は返還明細書を提出し、奨学金を返還する。

1. 奨学生が第15条の1. に該当するときは貸与の終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後15年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
2. 前項の奨学金の返還は年賦または半年賦の方法によらなければならない。
ただし都合によりいつでもくり上げ返還することはできる。
3. 前2項の規定にかかわらず学資金の貸与を受けた者が次の各号に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につきくり上げ返還させることができる。
 - ①奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - ②いつわりの申請その他の不正手段によって貸与を受けたとき
 - ③返還の支払を怠ったとき

(奨学金の返還猶予)

第18条 奨学生は次の各号に順じ返還猶予を受けることができる。

1. 奨学生であった者が次の各号に該当する場合は願い出によって学資金の返還を猶予することがある。
 - ①災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
 - ②傷病により返還が困難となったとき
 - ③大学または大学院に入学したとき
 - ④医学実地修練に従事するとき
 - ⑤外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
 - ⑥その他真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき
2. 返還猶予の期間は前項第3号または5号に該当するときは、その事由の継続中とし、その他の場合は1年以内とする。ただし事由が継続するときは願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。

(返還猶予の願い出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者はその事由に応じて、それぞれ証明することができる書類を添付し、保証人を連署のうえ奨学金猶予願いを提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 奨学金の返還猶予の提出があったときは理事会において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届出)

第21条 奨学生であった者は、次の各号に該当する場合は保証人と連署のうえただちに届出なければならない。

1. 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所等その他重要な事項に変更があったとき
2. 奨学生であった者が大学または大学院に入学したとき在学証明書を添えて届け出でる
3. 保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

(保証人の届出)

第22条 保証人は以下の届け出をしなければならない。

1. 奨学生が死亡したときは、保証人は死亡診断書を添えて、ただちに死亡届を提出しなければならない。
2. 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、保証人は死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学生の返還免除

(奨学金の返還免除)

第23条 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または心身障害となったため労働能力を喪失し、その奨学金の全部または一部について返還不能となったときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願い出)

第24条 奨学金の返還免除を受けようとするときは保証人を連署のうえ次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願いを提出しなければならない。

死亡によるときは戸籍抄本または死亡診断書、心身障害によるときはその事実および程度を証明する医師の診断書返還不能の事実を証する書類

(返還免除の決定)

第25条 奨学金の返還免除の提出があったときは理事会において審査決定し、その結果を本人または保証人に通知する

第5章 奨学生の指導

(奨学金の指導)

第26条 奨学生を将来社会有用な人材として育成するために学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行なうものとする。

(細則)

この規程は平成23年4月1日から実施する。